

【参考】

「社会・労働保険等への加入状況」に係る添付書類及び確認方法について

岩手県林業事業主改善計画認定要領（平成9年3月19日付け林振第1212号）の様式2（林業事業主改善計画書）及び様式13（改善措置実施状況報告）に添付する「社会・労働保険等への加入状況」が確認できる書類及び人数等の確認方法については、以下のとおりとする。

また、各保険等の申告等の時期と様式2等の申請時期が同時期でないこと等により、1から4の各保険等の申告書等に記載された人数と様式2等の「被保険者数」の人数とが一致しない場合は、その理由を「朱書」で書き込むなど、合理的な説明や方法により確認するものとする。

1. 労災保険の被保険者数（労働者数）について

直近の「労働保険概算・確定保険料申告書〔継続事業（一括有期事業を含む。）〕（事業主控）」の写しの添付を求める。

被保険者数は、「④常時使用労働者数（項6）」を確認すること。

2. 雇用保険の被保険者数について

直近の「労働保険概算・確定保険料申告書〔継続事業（一括有期事業を含む。）〕（事業主控）」の写しの添付を求める。

被保険者数は、「⑤雇用保険被保険者数（項7）」を確認すること。

3. 健康保険の被保険者数について

直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写しを求める。

被保険者数は、「被保険者氏名」を確認すること。

4. 厚生年金保険の被保険者数について

「3. 健康保険の被保険者数について」と同様とする。

5. 備考欄について

（1）労災保険の保険料率について

直近の「労働保険概算・確定保険料申告書〔継続事業（一括有期事業を含む。）〕（事業主控）」の「⑨保険料・拠出金率の（ロ）」を確認すること。

（2）備考欄の事業の種類について

直近の「労働保険概算・確定保険料申告書〔継続事業（一括有期事業を含む。）〕（事業主控）」の「⑳事業又は作業の種類」を確認すること。

（3）備考欄のメリット適用について

直近の「労災保険率決定通知書」の「④メリット増減率」を確認すること。なお、増減率は±35%の間で5%刻みである。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料
石綿健康被害救済法 一般拠出金

申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

年 月 日

あて先 〒

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げて下さい。)

下記のとおり申告します。

種別 ※修正項目番号 ※入力確定コード (項1)
① 都道府県 所管 管轄 基 幹 番 号 枝 番 号 (項2)
② 増加年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由
③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9)
④ 常時使用労働者数 (項3) ※保険関係 (項4)
⑤ 雇用保険被保険者数 (項5) ※片保険理由コード (項10)

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類

労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

(注2) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

確定保険料算定内訳
算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料一般拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
(イ) 千円 (イ) 1000分の(イ) 円 (項11) (項12)
(ロ) 千円 (ロ) 1000分の(ロ) 円 (項13) (項14)
(ハ) 千円 (ハ) 1000分の(ハ) 円 (項15) (項16)
(ニ) 千円 (ニ) 1000分の(ニ) 円 (項17) (項18)
(ホ) 千円 (ホ) 1000分の(ホ) 円 (項19) (項20)

労災保険率が1000分の60では無い(メリット制を適用している)場合は
労災保険率決定通知書を別途提出する。

概算・増加概算保険料算定内訳
算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
(イ) 千円 (イ) 1000分の(イ) 円 (項21) (項22)
(ロ) 千円 (ロ) 1000分の(ロ) 円 (項23) (項24)
(ハ) 千円 (ハ) 1000分の(ハ) 円 (項25) (項26)
(ニ) 千円 (ニ) 1000分の(ニ) 円 (項27) (項28)

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (項29)
⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入) (項30)
※換算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目
(項31) (項32) (項33) (項34) (項35)

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑱ 申告済概算保険料額 ⑲ 申告済概算保険料額
⑳ 差引額 (イ) 充当額 (ロ) 不足額 ㉑ 増加概算保険料額
(イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円 (項37) (項38)
(ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円 (項39)

㉒ 期別納付額
第1期 第2期 第3期
(イ) 概算保険料額 (ロ) 労働保険料充当額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金充当額 (ヘ) 一般拠出金額 (ト) 今期納付額
(イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円 (イ) 千円
(ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円 (ロ) 千円
(ハ) 千円 (ハ) 千円 (ハ) 千円 (ハ) 千円 (ハ) 千円 (ハ) 千円 (ハ) 千円
(ニ) 千円 (ニ) 千円 (ニ) 千円 (ニ) 千円 (ニ) 千円 (ニ) 千円 (ニ) 千円
(ホ) 千円 (ホ) 千円 (ホ) 千円 (ホ) 千円 (ホ) 千円 (ホ) 千円 (ホ) 千円
(ヘ) 千円 (ヘ) 千円 (ヘ) 千円 (ヘ) 千円 (ヘ) 千円 (ヘ) 千円 (ヘ) 千円
(ト) 千円 (ト) 千円 (ト) 千円 (ト) 千円 (ト) 千円 (ト) 千円 (ト) 千円

㉓ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険
㉔ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉕ 郵便番号 電話番号
(イ) 住所 (イ) 事業又は作業の種類
(ロ) 名称 (ロ) 事業廃止等理由
(ハ) 氏名 (ハ) 業主
(イ) 所在地 (イ) 所在地
(ロ) 名称 (ロ) 名称
(ハ) 氏名 (ハ) 氏名

殿

労働保険特別会計歳入徴収官
岩手労働局長



労災保険率決定通知書

貴事業場における令和 2 年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び同法第12条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業（継続事業）

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	1000分の	1000分の 0.60	1000分の

2. 建設の事業及び立木の伐採の事業（一括有期事業）

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦ 改定労災保険率 (メリット料率)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	(⑦-⑥)	1000分の 0.60	下表「*」 のとおり

事業の種類	増減率適用	-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	±0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
		31	水力発電施設、ずい道等新設事業	37.440	40.510	43.580	46.650	49.720	52.790	55.860	58.930	62	65.070	68.140	71.210	74.280	77.350	80.420
32	道路新設事業	6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
33	舗装工事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
34	鉄道又は軌道新設事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
35	建築事業	5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
38	既設建築物設備工事業	7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	4.140	4.435	4.730	5.025	5.320	5.615	5.910	6.205	6.5	6.795	7.090	7.385	7.680	7.975	8.270	8.565	8.860
37	その他の建設事業	9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760
02 又は 03	林業		39.210	42.180	45.150	48.120	51.090	54.060	57.030	60	62.970	65.940	68.910	71.880	74.850	77.820	80.790	

- (注) 1. 貴事業場の特例メリット制の適用は、「特例メリット制適用」欄の、「=」で消去されていない方が該当します。
2. 「適用」欄に「*」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。
3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率(1000分の0.6)を含みます。
4. 立木の伐採の事業は事業の種類「02又は03林業」に該当します。
5. 徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」及び同規則第20条の6に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表」は裏面のとおりです。

様



通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号

事業所番号

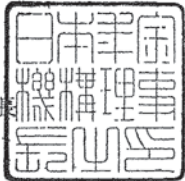
被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
1	山田 太郎	R 2. 9				

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和
 ※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)
 特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長



林業

退職金共済手帳

冊目 冊目

(470)

被共済者 番号	h)		-				
フリガナ							
氏名	山田 太郎						
生年月日	(昭・平)	年	月	日			
手帳交付 年月日	平成	年	月	日			
被共済者 住所	〒 -						

実績	
引継月数	
円	月
150円	日
180円	日
230円	日
300円(1)	日
300円(2)	日
300円(3)	日
450円	日
460円	日
470円	日

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
電話 03-6731-2887



林業

退職金共済手帳

冊目 冊目

(470)

被共済者 番号	h)		-				
フリガナ							
氏名	山田 次郎						
生年月日	(昭・平)	年	月	日			
手帳交付 年月日	平成	年	月	日			
被共済者 住所	〒 -						

実績	
引継月数	
円	月
150円	日
180円	日
230円	日
300円(1)	日
300円(2)	日
300円(3)	日
450円	日
460円	日
470円	日

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
電話 03-6731-2887



林業

退職金共済手帳

冊目 冊目

(470)

被共済者 番号	h)		-				
フリガナ							
氏名	林 三郎						
生年月日	(昭・平)	年	月	日			
手帳交付 年月日	平成	年	月	日			
被共済者 住所	〒 -						

実績	
引継月数	
円	月
150円	日
180円	日
230円	日
300円(1)	日
300円(2)	日
300円(3)	日
450円	日
460円	日
470円	日

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
電話 03-6731-2887

